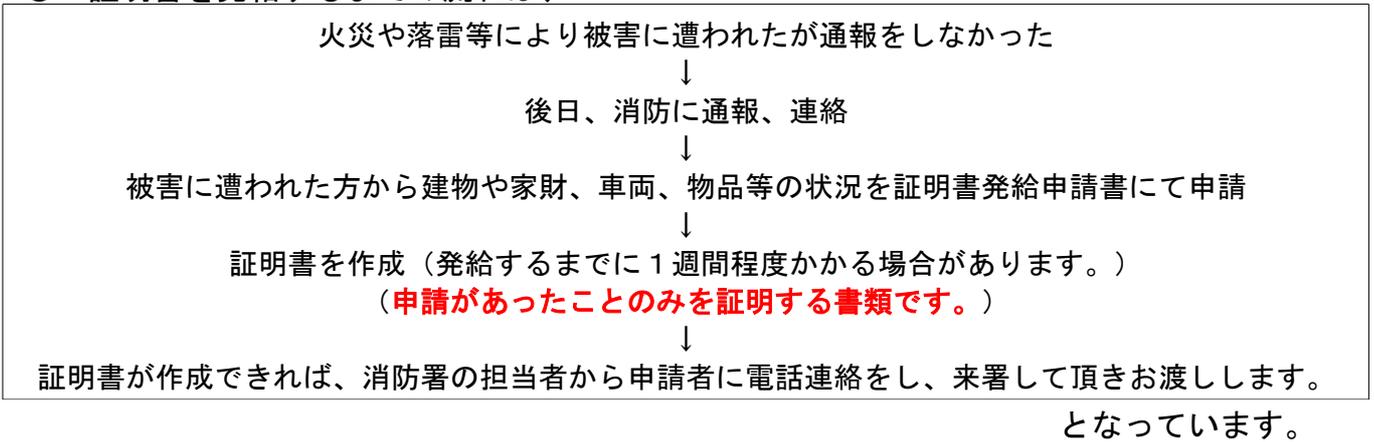


## 証明書発給申請書

- 証明書とは、火災又は落雷等により建物や家財、車両、物品等が被害に遭われたが、すぐに消防へ通報せず、後日、保険請求等の関係で消防へ連絡した際など、**火災や落雷等があった事実を消防が現認できなかった場合に、り災者から申請があったことを証明する書類**です。

→消防として現認できていないため、り災者から申請があったという事実しか証明できません。

- 証明書を発給するまでの流れは、



証明書発給申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明発給申請は、消防署で日時、時間を問わず受付しています。（365日24時間受付しています。）</li> <li>○ 発給手数料は無料です。</li> <li>○ 本人確認が必要となるため、郵便による申請は原則行いません。</li> <li>○ 申請者は申請される方の住所、氏名、電話番号を記入してください。 ※被害に遭われた方の住所、氏名、電話番号ではありません。</li> <li>○ 申請には印鑑が必要です。 ※認印でも構いません。</li> <li>○ また、証明書は個人情報のため、申請されても発給できる方は決められています。 【発給できる方】 ☆被害に遭われた本人、その配偶者、同居親族、血族2親等以内の親族 ☆代理人の方が申請に来られる場合には、本人（被害にあわれた方）に直筆で委任状欄の委任状住所及び委任者氏名に、記入して頂いてください。</li> <li>○ 官公署から申請があった場合には、こちらから官公署の代表番号へ電話連絡をした後、担当者を確認することができれば、証明書を発給します。</li> </ul>
証明書発給時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明書を取りに来てもらう際にも印鑑が必要です。 ※認印でも構いません。</li> <li>○ 発給時に申請者の身分の確認が証明できるものを持参してください。 ※免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポート等（できれば顔写真付きが好ましい）を持参してください。 ※免許証等で確認ができない場合には、住民票や戸籍謄本が必要になる場合があります。</li> <li>○ 保険会社の方は社員証、免許証を持参してください。</li> </ul>